

中能登ライフプランニュース

必要な書類の提出はお済みですか？

家族の人数が変わる場合は、届出・申請が必要です
『世帯員異動届』・・・同居者に異動があった場合は、届出が必要です。
『同居承認申請書』・・・新たに親族を同居させたい場合は、申請・承認が必要です。
『連帯保証人変更届』・・・連帯保証人の方が亡くなられている場合など、手続きが必要になります。

修繕の手続きについて

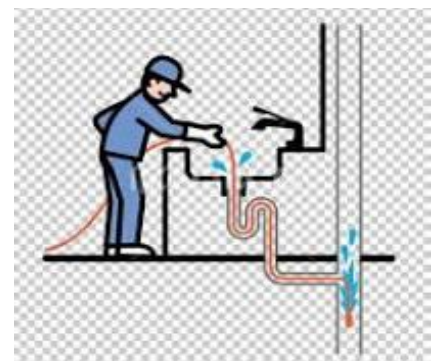


住宅の施設や設備に不具合があるときは早めに
管理事務所（電話0767-76-7060）までご連絡下さい。

管理事務所の営業時間は朝8時60分から午後5時30分までとなっています。
営業時間外も電話での対応は可能ですが、緊急性のないものは翌日以降の
修理になります。
また不具合の内容により、町の費用で修繕を行うものと入居者負担となる
ものがあります。

排水管が詰まった、排水がうまく流れない!!

排水管の詰まりは、ゴミや油、髪の毛が長年にわたり流され、詰まって起きることが多く、入居者の日常の維持管理によるものがほとんどです。
このため基本的に入居者負担での修理となります。
日頃からゴミや油を流さず、定期的に市販の排水管洗剤をご利用になるなど、適切な管理をして下さい。



※その他修繕が必要な場合は早めに連絡して下さい。

町営住宅管理事務所 〒929-1721 中能登町井田ヲ部1番地（旧滝尾小学校体育館内）

業務内容：入居募集、各種申請、退去手続き、修繕相談など

電話：0767-76-7060

FAX：0767-76-7061